

確認パターン番号「A」の場合の「確認申請書ドラフト」記載例 (p1)

凡例：

確認パターンAの場合の補足 (今回の例で必要)

確認パターンA以外の場合の補足 (今回の例では不要)

事前相談時点では入力しないでください。  
正式申請時点でも入力いただけます。

事前相談時点では入力しないでください。  
正式申請時点でも入力いただけます。

登記事項証明書記載の内容をご入力ください。  
※代表者の氏名には役職までご入力ください。

登記事項証明書の記載内容を、申請書に正確に転記ください。  
※代表者の氏名には役職までご入力ください。  
※設立の日には登記事項証明書の「会社成立の年月日」欄の年月日を入力ください。

様式第一 (第2条第1項関係)

募集新株予約権の機動的な発行に係る確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿  
法務大臣 名 殿

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号経産ビル501号室  
株式会社経済産業省  
代表取締役 経産 太郎

産業競争力強化法第21条の18第1項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者

- 申請者の名称  
株式会社経済産業省
- 申請者の代表者の氏名  
代表取締役 経産 太郎
- 申請者の本店の所在地  
東京都千代田区霞が関一丁目3番1号経産ビル501号室
- 申請者の設立の日  
令和2年1月1日

2. 申請の内容

(1) 申請者について、以下の事項に該当します。

□イ 申請者の株主と申請者との間又は申請者の株主の間に、次に掲げる事項のいずれかに  
関する書面又は電磁的記録 (別添〇) による合意があること。

□① 申請者の発行する株式が金融商品取引所 (金融商品取引法第2条第16項に規定する  
金融商品取引所をいい、これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含  
む。) に上場されること。  
・記載の抜粋【別添〇の〇〇ページを参照】

□② 申請者が、産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令  
(以下「省令」という。) 第1条第1号イ2) から同法に掲げるいずれかとなること  
と又は事業の全部若しくは一部の譲渡を行うこと。  
・記載の抜粋【別添〇の〇〇ページを参照】

<確認パターン番号「A」の場合には不要ですが、「C」の場合には入力が必要となります>

- ・株主間契約書・財産分配契約書・分配合意書等にて、以下例のような内容の記載があるページ番号を記載してください。
- ・各株主と個別に契約している場合にはそれぞれの記載があるページ番号を記載してください。
- ・記載したページ番号の該当箇所のキャプチャ (スクリーンショット) を貼付ください。
- ・当該株主間契約等の契約当事者が保有する議決権総数が、総議決権の3分の2以上であることがわかるように、株主名簿等を参照しつつ、議決権表を埋めてください。(記載例は以下(3)の例を参照)

①の具体例1：いわゆる「上場努力義務」を合意している記載

※「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」p43参照  
“発行会社及び創業株主は、[ ]年[ ]月末日までに金融商品取引所に上場をする努力義務を負う”

②③の具体例1：いわゆる「EXIT協力義務」を合意している記載

※「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」p51参照  
“発行会社及び創業株主は、[ ]年[ ]月末日までに、第三者による発行会社の企業買収 (株式の譲受人が総株主の議決権の過半数を有することとなる株式譲渡、合併、株式交換、株式移転、会社分割等をいう) を成立させる努力義務を負う”

②③の具体例2：いわゆる「みなし清算合意」を合意している記載

※「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」p51参照  
“契約当事者は、企業買収 (株式の譲受人が総株主の議決権の過半数を有することとなる株式譲渡、合併、株式交換、株式移転、会社分割等をいう) により受領する対価については定款に定められた残余財産分配権の計算式と同様に算出された対価により各株主が受領することに同意する”

確認パターン番号「A」の場合の「確認申請書ドラフト」記載例 (p2)

凡例： 確認パターンAの場合の補足 (今回の例で必要)

確認パターンA以外の場合の補足 (今回の例では不要)

<確認パターン番号「A」の場合には不要ですが、「D」の場合には入力が必要となります>  
 ・「株主名簿」又は「新株予約権原簿」等に、「投資事業有限責任組合の登記事項証明書」等で登記されている投資事業有限責任組合名があることがわかるように、内容の記載があるページ番号を記載してください。  
 ・投資事業有限責任組合複数と個別に契約している場合にはそれぞれの記載があるページ番号を記載してください。  
 ・【投資事業有限責任組合の名称】に投資事業有限責任組合名を入力ください。

表明する場合はチェックしてください。  
 ※表明しない場合申請ができません。

チェックしてください。

・株主間契約書等にて以下列のような内容の記載があるページ番号を記載してください。  
 ※赤字がキーワード  
 ※「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」p37参照  
 ・各株主と個別に契約している場合にはそれぞれの記載があるページ番号を記載してください。

(具体例)  
 「発行会社及び創業株主は、投資家に対し、以下の事項については決定を行う [ ] 日前に通知し、多数優先株主の書面又は電子メールによる承認を得るものとする。但し、発行会社より通知を受けてから [ ] 日経過しても承認をするか否かの旨を通知しない投資家については承認したものとみなす

- (1) (省略)
- (2) 発行会社の株式若しくは新株予約権の発行又は処分。但し、発行済株式総数の [ ] %に相当するストックオプションの発行を除く
- (3) (以下省略) …」

☐③ 申請者以外の者が、申請者の株式を取得することにより、申請者の総株主の議決権の過半数を有することとなること。  
 ☑記載の抜粋【別添〇の〇〇ページを参照】

※別添〇で合意をしている株主は、それぞれ次のとおり申請者の議決権を有しています。

合意をしている株主の氏名又は名称	議決権の数	総株主の議決権の数【 】に対する割合 (%)	参照箇所	
			契約書等	株主名簿等
			別添〇の〇〇ページ	別添〇の〇〇ページ
			別添〇の〇〇ページ	別添〇の〇〇ページ
			別添〇の〇〇ページ	別添〇の〇〇ページ
合計				

☐ロ 申請者の発行する株式又は新株予約権が、投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において保有されていること。  
 ・申請者の発行する株式又は新株予約権が、投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において保有されています。当該投資事業有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組合の名称は、【投資事業有限責任組合の名称】です。【別添〇の〇〇ページを参照】

☑ハ 会社法第108条第1項第2号又は第6号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を現に発行していること。  
 ☑ニ 残余財産の分配 (会社法第108条第1項第2号)  
 ☐ 当該種類の株式について、申請者が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。(会社法第108条第1項第6号)  
 【別添1: 登記事項証明書の1~2ページを参照】

(2) 申請者について、以下の事項に該当する旨を表明します。  
 ☑イ 産業競争力強化法第21条の1第1項の規定により読み替えて適用する会社法 (以下「読替後の会社法」という。) 第239条第1項の決議による委任に基づき、取締役 (取締役会設置会社にあつては、取締役会) が募集新株予約権の募集事項を定めた場合において、その募集新株予約権を割り当てようとするときは、省令第1条第2号イからハまでに掲げる者のいずれかに割り当てることとしていること。  
 (3) 申請者について、以下の事項に該当します。  
 ☑ロ 申請者の株主と申請者との間又は申請者の株主の間に、申請者が募集新株予約権を発行する条件その他の申請者が募集新株予約権を発行する場合の取扱いに関する書面又は電磁的記録 (別添2: 株主間契約書) による合意があること。  
 ・記載の抜粋【別添2: 株主間契約書の2ページを参照】

・「ハ」及び「上段チェックボックス」にチェックしてください。  
 ・登記事項証明書等にて以下列のような内容の記載があることを確認し、ページ番号を記載してください。  
 ※赤字がキーワード

(具体例)  
 ■残余財産の分配 (会社法第108条第1項第2号)  
 (1) 当社は、**残余財産の分配をする場合**、A種優先株主又はA種登録優先株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、次号に定めるA種払込金額 (以下「A種優先残余財産分配額」という。) を分配する。但し、当社が残余財産を分配をする時点でのA種払込金額にA種優先株式の発行済株式数を乗じた金額が残余財産の総額を超える場合、A種優先残余財産分配額は残余財産の総額をA種優先株式の発行済株式数で除した額とする。  
 (2) 【計算式】  
 (3) A種優先株主又はA種登録優先株式質権者に対して、(1)号に従い残余財産の分配をした後になお残余財産がある場合、当社はA種優先株主又はA種登録優先株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額にA種転換比率を乗じた額の残余財産の分配をする。

<確認パターン番号「A」の場合には不要ですが、「B」の場合には入力が必要となります>  
 登記事項証明書等にて以下列のような内容の記載があることを確認し、ページ番号を記載してください。

(具体例)  
 ■当該種類の株式について、申請者が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。(会社法第108条第1項第6号)  
 (→普通株式を対価とする取得 (強制転換) 条項を念頭に置いている。)  
 (1) 当社が当会社の普通株式の上場のために金融商品取引所 (日本国外におけるものも含む。) に対して、当該上場の申請を行う旨の機関決定を行った場合で、かつ、当該上場に関する主幹証券会社からA種優先株式を転換すべき旨の要請を受けた場合には、当社は取締役会決議により定める日をもってA種優先株式の全てを当会社の普通株式に転換することができるものとする。かかる転換によりA種優先株主に対して交付すべき普通株式の数その他の条件については、●●の定めを準用する。  
 (2) A種優先株式の発行済株式数の3分の2を有するA種優先株主が当社によるA種優先株式の全ての転換に同意した場合には、当社は取締役会決議により定める日をもってA種優先株式の全てを当会社の普通株式に転換することができるものとする。かかる転換によりA種優先株主に対して交付すべき普通株式の数その他の条件については、●●の定めを準用する。

確認パターン番号「A」の場合の「確認申請書ドラフト」記載例（p3）

凡例：

確認パターンAの場合の補足（今回の例で必要）

確認パターンA以外の場合の補足（今回の例では不要）

記載したページ番号の該当箇所のキャプチャ（スクリーンショット）を貼付ください。

第12条 事前承認事項

発行会社及び創業株主は、投資家に対し、以下の事項については決定を行う7日前に通知し、全投資家が有する議決権総数の過半数の議決権を有する投資家の書面又は電子メールによる承認を得るものとする。但し、発行会社より通知を受けてから5日経過しても承認をするか否かの旨を通知しない投資家については承認したものとみなす。

(1) 定款の変更

(2) 発行会社の株式及び新株予約権の発行又は処分。但し、発行済株式総数の20%に相当するストックオプションの発行を除く

※別添2：株主間契約書で合意をしている株主は、それぞれ次のとおり申請者の議決権を有しています。

合意をしている株主の氏名又は名称	議決権の数	総株主の議決権の数 【10,000,000】 に対する割合（%）	参照箇所	
			契約書等	株主名簿等
経産太郎	5,000,000	50%	別添2：株主間契約書の 2・3ページ	別添3：株主名簿の 1ページ
経産次郎	2,000,000	20%	別添2：株主間契約書の 2・3ページ	別添3：株主名簿の 1ページ
経産省SO投資事業 有限責任組合	2,000,000	20%	別添2：株主間契約書の 2・3ページ	別添3：株主名簿の 1ページ
合計	9,000,000	90%		

・上記の株主契約等の契約当事者が保有する議決権総数が、総議決権の3分の2以上であることがわかるように、株主名簿等を参照しつつ、議決権表を埋めてください。  
総株主の議決権の数に対する割合の合計が3分の2以上（例：90%）であり、各株主（例：経産太郎／経産省SO投資事業有限責任組合／経産次郎）が合意していることがわかる資料及びその議決権数を有していることがわかる資料のページ番号を記載してください。

表明する場合はチェックしてください。  
※表明しない場合申請できません。

(4) 申請者について、以下の事項に該当する旨を表明します。

読替後の会社法第239条第1項の決議による委任を行おうとするときは、同項に規定する株主総会において、取締役がその旨を説明することとしていること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

上記1. について、

「(4) 申請者の設立の日」については、登記事項証明書に記載されている会社成立の年月日を記載すること。

上記2. について、

(1)から(4)までの各項目について、以下のとおり記載すること。

・該当するチェックボックス（）に以下のようにチェックを付すこと。

該当する場合：（チェックを付す）

該当しない場合：（チェックを付さない）

・「別添〇」「別添〇の〇〇ページを参照」とある箇所について、省令第2条の規定により提出する資料中、当該箇所に係る省令第1条の要件に該当することを示す資料名・当該資料の該当ページを明示すること。

(1)ロ中、【投資事業有限責任組合の名称】とある箇所について、申請者の株式又は新株予約権の保有に係る事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組

別添1：登記事項証明書（写し）

凡例： 確認パターンAの場合の補足（今回の例で必要）

確認パターンA以外の場合の補足（今回の例では不要）

・現在事項証明書／履歴事項証明書どちらでも問題ございませんが、ファイルサイズの関係上現在事項証明書を推奨しております。  
※1か月以内に法務局から取得した「登記簿謄本の写し（データ）」をご提出ください。

確認パターン番号「B」の場合の確認根拠となる部分です。（2-(1)-ハ-下段）

p1

現在事項全部証明書

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号経産ビル501号室  
株式会社経済産業省

会社法人番号	0000-00-000000
商号	株式会社経済産業省
本店	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号経産ビル501号室
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う
会社成立の年月日	令和2年1月1日
目的	1. ～～ 2. ～～ 3. ～～
発行可能株式総数	1億株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000万株 各種の株式の数 普通株式 800万株 A種優先株式 200万株
資本金の額	金1億円
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	<b>I. (残余財産の分配)</b> 1. 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主とあわせて、以下「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主とあわせて、以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、金10,000円の1倍に相当する金額（以下「A種優先分配額」という。）を支払う。 2. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、A種優先株主等に対しては分配は行わず、普通株主等に対してのみ分配される。 3. A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。 (1) A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたとき

登記事項証明書の記載内容を、申請書に正確に転記ください。

確認根拠となる部分です。（2-(1)-ハ-上段）

p2

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号経産ビル501号室  
株式会社経済産業省

は、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。
$\text{調整後分配額} = \frac{\text{当該調整前の分配額} \times 1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$
(2) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」と読み替えるものとする。 既発行A種優先株式数 × 前分配額 + 新発行A種優先株式数 × 1株当たり優先株式数 × 優先株式数 × 払込金額
$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$
(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てたものとする。
4. 前各項にかかわらず、A種優先株式の全てが下記III（普通株式と引換えにする取得請求権）の規定に従って普通株式に転換されたと仮定した場合における普通株式1株当たりの分配額がA種優先分配額を上回る場合、前各項の規定は適用されないものとする。この場合、A種優先株主等に対し、普通株主等と同順位で、A種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記III（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。
<b>II. (金銭と引換えにする取得請求権)</b> (記載例につき省略)
<b>III. (普通株式と引換えにする取得請求権)</b> (記載例につき省略)

p3

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号経産ビル501号室  
株式会社経済産業省

IV. (取得価額等の調整) (記載例につき省略)	
V. (普通株式と引換えにする取得) 当社は、A種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）で承認され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、上記III（普通株式と引換えにする取得請求権）及びIV（取得価額等の調整）の定めを準用する。なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に準ずるものとする。	
VI. (議決権) (記載例につき省略)	
VII. (株式の分割、併合及び株主割当て等) (記載例につき省略)	
VIII. (みなし清算) (記載例につき省略)	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 経産太郎 取締役 経産次郎 東京都千代田代表取締役 経産太郎
株式記録に関する事項	設立 令和3年1月1日登記

これは登記簿に記載されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和6年9月2日  
東京法務局経産出張所  
登記官

印  
登記 花子

別添2：株主間契約書（写し）

凡例：

確認パターンAの場合の補足（今回の例で必要）

確認パターンA以外の場合の補足（今回の例では不要）

- ・契約当事者である株主が複数名いる場合は、それぞれ必要です。
- ・記載例は抜粋していますが、申請時には全ページ版を提出してください。

株主間契約書

本「株主間契約書」（以下「本契約」という。）は、2022年3月1日付で、経産省SO投資事業有限責任組合（本契約の規定に従って「投資者」として本契約に加入した者をあわせて以下「投資者」といい、各々を以下「各投資者」という。）、経産太郎及び経産次郎（経産太郎及び経産次郎を個別に又は総称して以下「創業株主」という。）、並びに株式会社経済産業省（以下「発行会社」という。）の間で締結された。

第1条 目的

第2条 定義

第3条 …

記載例につき省略

1

第11条 …

第12条 事前承認事項

発行会社及び創業株主は、投資家に対し、以下の事項については決定を行う7日前に通知し、全投資家が有する議決権総数の過半数の議決権を有する投資家の書面又は電子メールによる承認を得るものとする。但し、発行会社より通知を受けてから5日経過しても承認をしない旨を通知しない投資家については承認したものとみなす。

- (1) 定款の変更
- (2) 発行会社の株式及び新株予約権の発行又は処分。但し、発行済株式総数の20%に相当するストックオプションの発行を除く
- (3) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡又は事業譲受
- (4) 解散又は破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の開始
- (5) 創業株主の保有する発行会社株式等の譲渡、担保の設定
- (6) 資金使途の変更
- (7) 役員の変更又は解任
- (8) 投資に関する契約の締結、変更又は解除
- (9) 発行会社の株式等の譲渡等に対する承認
- (10) 株式市場に関する公開予定時期、公開予定市場、引受主幹事証券会社、監査法人の決定又は変更

第13条 …

記載例につき省略

4

契約当事者を示す部分です。(2-(3))  
要件確認時に参照します。

確認根拠となる部分です。(2-(3))  
要件確認時に参照します。

本契約の成立を証するため、本書3通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上各1通を保有する。

2022年3月1日

投資者：

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
経産省SO投資事業有限責任組合  
無限責任組合員 投資 花子



発行会社：

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号経産ビル501号室  
株式会社経済産業省  
代表取締役 経産 太郎



創業株主：

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号経産アパート101号室  
経産 太郎



東京都千代田区霞が関一丁目3番1号経産アパート102号室  
経産 次郎



5



別添3：株主名簿

凡例： 確認パターンAの場合の補足（今回の例で必要）

確認パターンA以外の場合の補足（今回の例では不要）

株式会社経済産業省 株主名簿

No.	株主の氏名又は名称	住所	株式の種類	株式の総数	取得日	備考
1	経産 太郎	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号経産アパート101号室	普通株式	5,000,000株	令和2年1月1日	設立
2	経産 次郎	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号経産アパート102号室	普通株式	2,000,000株	令和2年1月1日	設立
3	エンジェル 太郎	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号経産マンション101号室	普通株式	1,000,000株	令和3年3月1日	第三者割当増資
4	経産省SO投資事業有限責任組合	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号	A種優先株式	2,000,000株	令和4年3月1日	第三者割当増資
			合計	10,000,000株		
			普通株式	8,000,000株		
			A種優先株式	2,000,000株		

上記は当社株主名簿に相違ない。  
令和6年9月2日  
株式会社経済産業省  
代表取締役 経産 太郎

今回の例では、No1,2,4の株主が株主間契約の当事者であり、  
(500万 + 200万 + 200万) ÷ 1000万 × 100 = 90 (%)  
のため、総議決権の2/3以上を占めることとなります。(1-(3))

記載例のように、原本の内容と相違ない旨を表明し、会社名／代表者名を記載してください。  
※日付は正式申請時に記載してください。